

令和2年4月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



諮詢期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出に対し、対応の準備等に時間を要しているため30日以内に情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢を行うことができません。

なお、諮詢の予定時期につきましては、本日から2か月程度かかる見込みです。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成30年秋の園遊会被招待者名簿（H30.11.9赤坂御苑）

2 苦情の申出がされた日

令和2年3月24日付け（同月26日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第1415号

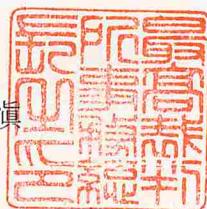
令和2年6月29日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

令和2年3月23日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

平成30年11月9日の園遊会の招待者名簿（裁判所関係者に限る。）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1503号

令和2年7月6日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成30年11月9日の園遊会の招待者名簿（裁判所関係者に限る。）

2 苦情の申出がされた日

令和2年3月26日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（最情）諮詢第7号

(2) 謝問日

令和2年6月29日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1504号

令和2年7月6日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

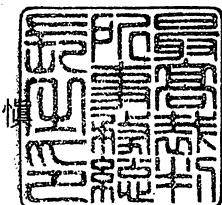
諮問番号 令和2年度（最情）諮問第7号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(3264)8330(直通)

令和2年6月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に法5条1号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

平成30年11月9日の園遊会の招待者名簿（裁判所関係者に限る。）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和2年3月23日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件対象文書である「平成30年秋の園遊会被招待者名簿（H30.11.9赤坂御苑）」の各欄の記載は、被招待者ごとに一体となって、行政機関情報公開法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。したがって、同号ただし書イの慣行として公にされている情報に相当すると認められる一部の被招待者の資格、官職名、氏名及び勲章等を除き、不開示としたものである。

(2) よって、本件対象文書につき、その一部を不開示とした原判断は相当である。